

ID: 242

担当部署: 上下水道局

| | | | |
|---|------------------|---------|-----------|
| 処分の概要 | 使用料の徴収 | | |
| 例規名 根拠条項 | 長門市下水道条例 第18条第1項 | | |
| 例規番号 | 平成17年条例第151号 | | |
| <p>【根拠条文】</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第18条 下水道使用料(以下「使用料」という。)は、使用者が公共下水道に排除した汚水の量を基準として徴収する。</p> <p>2 排水設備等を共用する者は、使用料の納入について連帯責任を負うものとする。</p> <p>3 使用料は、長門市水道給水条例(平成17年長門市条例第191号)に準じて徴収する。</p> <p>4 土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、市長は、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他市長が必要と認めたときに行う。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文、第19条及び第20条の規定による。</p> <p>(排除汚水量の認定)</p> <p>第19条 使用者が公共下水道に排除した汚水の量の認定は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。</p> <p>(2) 井戸水その他の水を使用した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は、使用者の使用の状態を勘案して、市長が認定する。</p> <p>(3) 氷雪製造等その他の営業でその営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる使用者は、公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、前各号の規定にかかわらず、その申告書の記載を勘案して汚水の量を認定するものとする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第20条 使用料の額は、別表第2により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の規定によって算定された使用料の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成27年5月7日 | 最終変更年月日 | 令和元年10月1日 |